(案) 栃木市物品供給仮契約書

1 件 名 栃木市消防団 消防ポンプ自動車 (CD-1型) 購入

2納入場所 栃木市消防本部(栃木市平柳町1丁目34番5号)

令和8年3月31日まで 3納入期限

4 契約金額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

- 5 契約保証金
- 6 仕 様 別紙仕様書のとおり

この契約書は、この契約の締結に係る栃木市議会の議決(栃木市長の専決処分を含む。)が あったときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすもの

上記の物品の納入について、発注者と供給者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

> 発 注 者 住所 栃木市万町9番25号

> > 栃木市

氏名 市長 大川 秀子

供給者 住所

氏名

印

(総則)

- 第1条 供給者は、この契約書に基づき、別紙仕様書に従い、物品を納入期限までに納入し、 発注者は、契約金額を支払うものとする。
- 2 この契約書及び仕様書に明示されていない事項は、発注者と供給者とが協議の上、決定するものとする。

(契約の保証)

- 第2条 供給者は、発注者から契約保証金の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金につき、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 (定額てん補特約を付したものに限る。)
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」 という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 供給者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条第3項 各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、供給者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該 保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を 付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、供給者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 供給者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更)

- 第4条 発注者は、特に必要があるときは、契約の内容を一部変更することができるものとする。
- 2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要がある ときは、発注者と供給者とが協議の上、定めるものとする。

(納入期限の延長)

- 第5条 供給者は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明示した書面を提出し、納入期限の延長を申し出なければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による申し出があった場合において、必要があると認められるとき は、納入期限を延長することができる。

(中間検査)

第6条 発注者は、物品の納入までの間において、必要がある場合には、検査を行うことができる。

(検査及び引渡し)

- 第7条 供給者は、納入場所に物品を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査 を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 供給者は、物品が前項の検査に合格しないときは、直ちに当該不合格品を引き取り、良品 と引き換えたうえ再検査を受けなければならない。この場合は、発注者の承諾を受けた場合 を除き、納入期限は変更しないものとする。
- 4 検査に要する費用及び検査による変質、変形、毀損等に伴う費用はすべて供給者の負担と する。

(危険負担)

第8条 物品の引渡し前に、物品が紛失又は毀損したときは、その損害は供給者の負担とする。

(契約金額の支払い)

- 第9条 供給者は、第7条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約 金額を支払わなければならない。

(部分払)

第10条 供給者は、物品の納入完了前に、検査に合格した既納部分に相応する契約金額を請求することができる。

(契約不適合責任)

- 第11条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)であるときは、供給者に対し、無償で補修又は他の良品と の引き換えによる履行を請求することができる。
- 2 前項の場合において、供給者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注

者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内 に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するこ とができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに 代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第12条 発注者は、物品の納入までの間は、次条、第14条又は第16条の規定によるほか、 必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、供給者に損害を及ぼした ときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第13条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽 微であるときは、この限りでない。
 - (1) 納入期限内に物品を納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第14条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
 - (1) この契約の物品を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (2) 供給者がこの契約の物品の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでそ

- の時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 供給者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアから才までのいずれかに該当する ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 供給者が、アから才までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第16条 発注者は、供給者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、供給者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)。
 - (2) 公正取引委員会が、供給者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条に規定す

る抗告訴訟が提起されたときを除く。)。

- (3) 供給者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 供給者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(供給者の催告による解除権)

第17条 供給者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(供給者の催告によらない解除権)

第18条 供給者は、第4条の規定により契約の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき、直ちにこの契約を解除することができる。

(供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであると きは、供給者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第20条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。
 - (2) この契約の物品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第13条、第14条又は第16条の規定により物品の納入後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不 能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、供給者は、契約金額の 10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならな い。
 - (1) 第13条、第14条又は第16条の規定により物品の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 物品の納入前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由 によって供給者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第

75号)の規定により選任された破産管財人

- (2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法 律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法 律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から第 10条の規定による部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延 日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条 第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第14条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(供給者の損害賠償請求等)

- 第21条 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害 の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社 会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この 限りでない。
 - (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第9条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第22条 発注者は、引き渡された物品に関し、第7条第2項の規定による引渡し(以下この 条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理 由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この 条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等 の根拠を示して、供給者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を供給者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による

6 栃木市

請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、 民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が供給者の故意又は重過失により生じたものであるときには 適用せず、契約不適合に関する供給者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに供給者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、供給者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合に理由として、請求等をすることができない。ただし、供給者がその記載内容、指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予定)

- 第23条 供給者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの 契約を解除するか否かを問わず、供給者は発注者の請求に基づき、契約金額(契約金額の変 更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の2に相当する額を賠償金として支払わ なければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、 この限りではない。
 - (1) 供給者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は供給者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が供給者又は供給者が構成事業者である事業者団体(以下「供給者等」という。)に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が供給者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提

7 栃木市

出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 供給者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。

8 栃木市